

(案)
委 託 契 約 書

北海道旭川高等支援学校長(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、業務の委託について次のとおり契約する。

(委託業務)

第1条 甲は、次に掲げる業務(以下「委託契約」という。)の処理を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- (1) 別紙仕様書に基づく令和7年度入学生(令和10年3月卒業予定)卒業記念アルバム(以下「アルバム」という。)用の写真撮影及び制作と販売。
- (2) 当該入学生在学中の3年間における学校行事(学校祭、卒業式等)のほか、甲が撮影の申出をした学校行事等に係る写真撮影、及びその販売。
- (3) アルバム制作のため、甲が要請した学校行事等に係る写真の撮影及びそのフィルム(デジタルデータ)(以下「フィルム等」という。)の整理・保管の業務。
- (4) 前各号に付随する一切の業務。

2 乙は、前項の販売にあたって、その都度、甲の承認を得なければならない。

(処理の方法)

第2条 乙は、次により委託業務を処理しなければならない。なお、処理に要する費用は、乙の負担とする。

- (1) アルバム用写真撮影の日時、場所及び作成アルバムの内容等について、その都度、甲と協議し定めた上、その処理にあたる。
- (2) 生徒に販売する写真の撮影日時、場所、及びその規格、並びに販売価格、販売代金の支払等について、別紙仕様書によるほか、その都度、甲と協議し定めた上、その処理にあたる。

(委託期間)

第3条 委託期間は、契約締結の日から令和10年3月31日までとする。

(アルバム及び写真代金)

第4条 アルバム等の単価は、次のとおりとする。

アルバム1冊当たり 金●●,●●●●円(消費税及び地方消費税の額を含む)

(物価等の変動に伴うアルバム代金の変更)

第5条 甲又は乙は、委託期間内に、物価水準等の変動により、アルバム代金が不相当となったと認めたときは、相手方に対しアルバム代金の変更を請求することができる。

2 アルバム代金の変更は甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合は、甲が定め、乙に通知する。

(納入及び検査)

第6条 アルバムの納入及び検査については、次の各号のとおりとする。

- (1) 納入期限は、令和10年2月●日までとする。
- (2) 納入場所は、北海道旭川高等支援学校とする。
- (3) 乙は、同条第1号及び第2号により納品を完了したときは、直ちにその旨を納品書とともに、甲に通知しなければならない。
- (4) 甲は、前号の通知を受けたときは、その日から 10 日以内に検査を行い、検査を合格したものについては、引き渡しを受けるものとする。
- (5) 乙は、前号の検査に合格しないものについては、速やかにこれを代品と取り替えなければならない。なお、この場合においては前号の規定を準用する。

(支払方法)

第7条 甲は、アルバムが検査に合格し引渡しを受けた後、甲が乙から適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

(権利又は義務の譲渡)

第8条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、委託業務の全部又は、一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の取扱い)

第10条 この契約により作成した写真の著作権は甲に属するものとし、乙は、甲が許可しない限り他に原板等の流用をしてはならない。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき理由により契約期間内にこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) その責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。

(3) 甲の信用を著しく損なう行為があったとき。

2 甲は、前項各号に定める場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、甲は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、乙に通知しなければならない。

第12条 乙は、前条の規定により契約を解除されたときは、第4条に規定するアルバム1冊当たりの代金に生徒数を乗じて得た額の100分の10に相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。

2 乙は、前条の規定により契約を解除されたときは、契約の日から前条による契約解除の日までに第2条第2号の規定により撮影し、整理・保管しているフィルム等を、甲の指定する者に、適正な価格で譲渡しなければならない。

3 前項の価格は、甲乙協議して定める。

第13条 乙は、前条の規定により契約を解除されたときは、契約の日から前条による契約解除の日までに第2条第1項第2号の規定により撮影し、整理・保管しているフィルム等を、甲の指定する者に適正な価格で譲渡するものとする。

(損害賠償)

第14条 乙は、委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその損害を賠償するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

(秘密の保持)

第15条 乙は、委託業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 乙は、その使用する者が委託業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らさないようにしなければならない。

(管轄の裁判所)

第16条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(契約に定めのない事項)

第17条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

住 所 旭川市5条西5丁目
甲 学校名 北海道旭川高等支援学校
校長名 校長 菅原 靖博

住 所
乙
氏 名